

松 浦 市

空き家対策

株式会社サイネックス

空き家を
相続しました

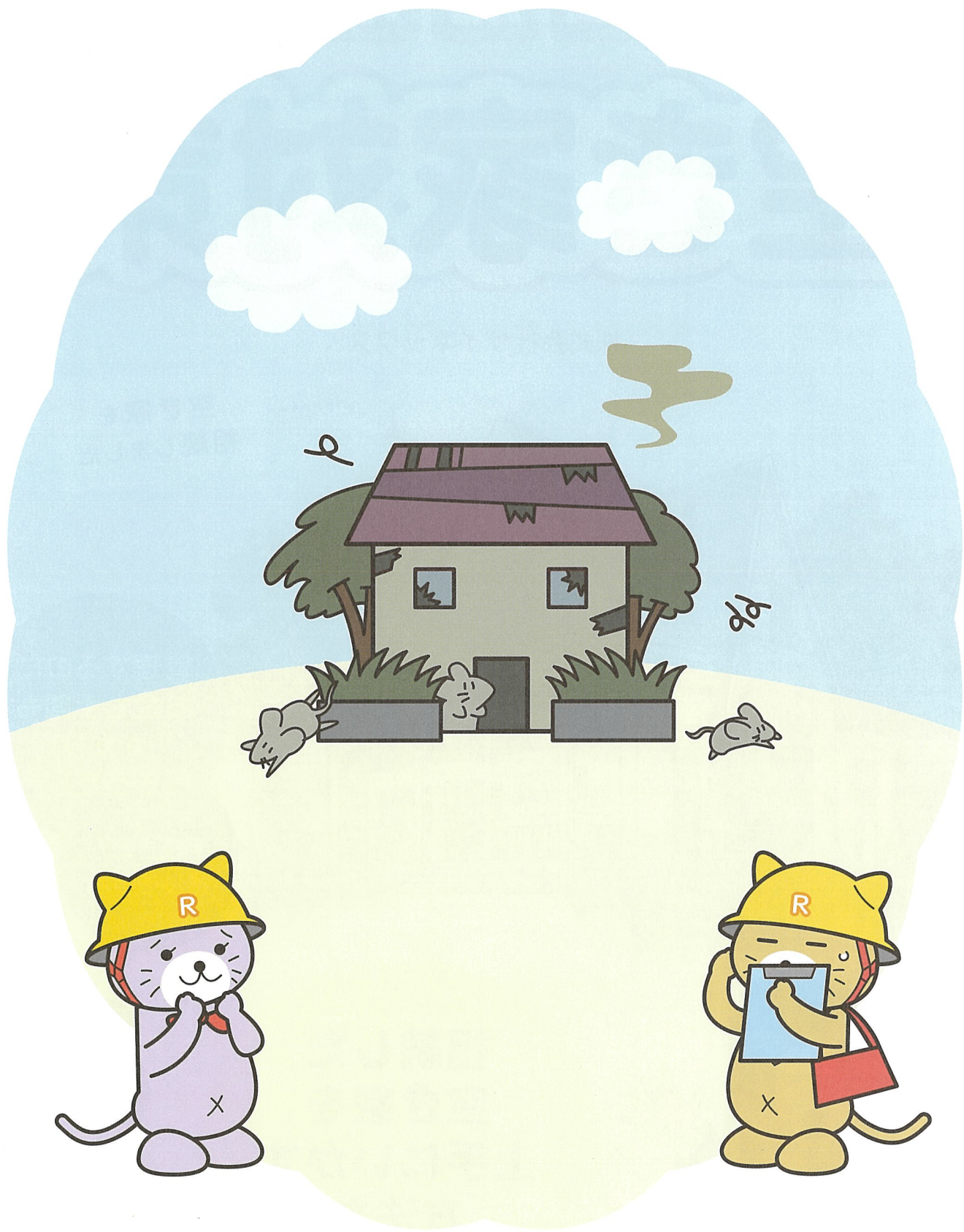
管理するのに
お金も手間も
かかり
そうだし

手続きとか
難しそうね

正直言って
もてあましています…

相続した
空き家を
上手にいかす
方法を
教えます





もくじ | Contents |



- 「空き家」
放置していませんか？ …… 2
- 空き家について
考えてみましょう！ …… 4
- 空き家にしないためには … 6
- 空き家を所有
することになったら …… 7
- 空き家を管理
する場合には …… 8
- 空き家を管理
できない場合には …… 10
- 売却のこと …… 12
- 賃貸のこと …… 13
- 空き家バンク …… 14
- 解体のこと …… 15
- 空き家問題に関連する事業に
ついて …… 16



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

松浦市 空き家対策

令和6年8月発行

無断で複写、転載する
ことはご遠慮ください。

発行

松浦市／株式会社サイネックス

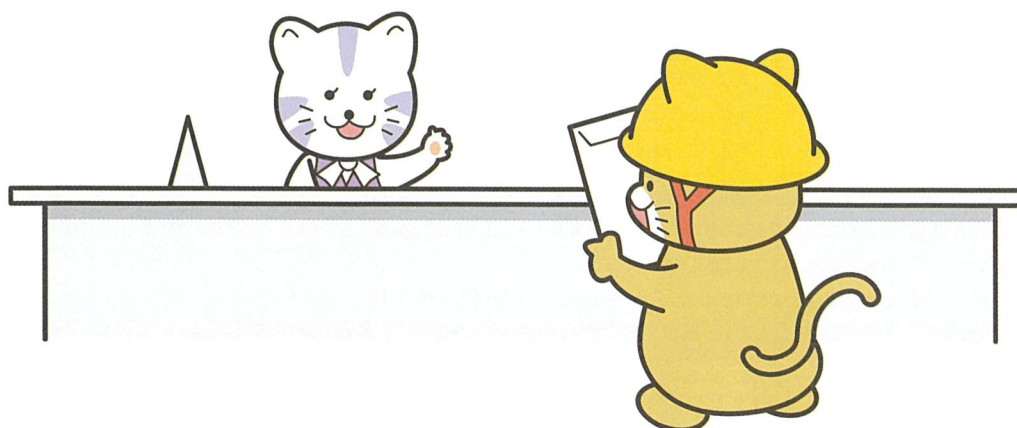
広告販売

株式会社サイネックス 西九州支店
〒840-0801 佐賀県佐賀市駅前中央1-4-8
TEL.0952-24-6550

制作

株式会社サイネックス
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

※掲載している広告は、令和6年6月現在の情報です。



「空き家」放置していませんか？

空き家とは …家主の不在が常態化しており、住居やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと

🏠 どうして…空き家放置のリスク

市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「**松浦市空家等対策計画**」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。

また、令和5年の改正では、「特定空き家」の前段階に相当する、「管理不全空き家」が新設され、適切な管理がなされていないと当該空き家の敷地に係る固定資産税等の住宅用地特例が解除され、所有者は空き家にかかる税金の軽減が受けられなくなりますので適正な管理を心がけましょう。

空き家を放置すると危険がいっぱい //

隣地・道路への
樹木の越境

通行の妨げ

土台や柱の
腐食や亀裂

倒壊・崩落の危険

屋根瓦や外壁の
劣化やズレ

落下・飛散事故の恐れ

窓ガラスの破損や
扉の損傷

不法侵入・不法滞在

雑草の繁茂や
落ち葉の飛散

害虫・害獣の繁殖

空き家の
管理責任は
所有者に
あるよ!!

ごみや可燃物の
放置・散乱

不法投棄・放火のリスク

う～ん
考えてもみな
かったわ…
教えてくれて
ありがとう

告 白

運送事業 ・長距離運送（鋼材・機械など） ・地場運送（残土・再生土・原木・重機など）	建設事業 ・解体工事・土工工事・とび土工・舗装工事 ・水道施設工事	産業廃棄物処理事業 ・収集運搬 ・木くず破砕処理など
・一般貨物自動車運送事業 一般区域貨物自動車運送事業 九運自第1292号 ・土木工事一式 建設業長崎県知事許可（般-4）第6165号 ・産業廃棄物処理事業 産業廃棄物処分業許可番号（般-5）4220005041	・収集運搬業 産業廃棄物収集運搬業（長崎県）（佐賀県）許可番号（般-3）4210005041 一般廃棄物の収集、運搬 松浦市指令27市民第632号 ・家屋解体工事	TEL 0956-72-1757 FAX 0956-72-0156



有限会社 **今里産業**

〒859-4504 松浦市志佐町栢木免 125-1

■営業時間 9:00～18:00

TEL 0956-72-1757

FAX 0956-72-0156

Mail imazato.s.1757@gmail.com WEB <https://www.imazatosangyou.net/>

詳しくは
こちらへ





その他にも…

景観悪化や苦情

長期間の放置は、街並の調和を乱し近隣に迷惑をかける恐れがあります。

近隣とのトラブルを避けるためにも、適正な管理は欠かせません。

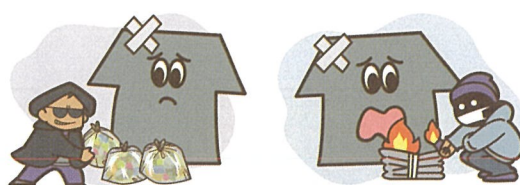


悪質な

犯罪の誘発

放火による火災や不法侵入・不法投棄などが懸念されます。

また、空き家からの出火の原因は、ほとんどが放火によるものと言われています。



管理不全な空き家の問題点と解決方法

①不審者が侵入する

不審者が侵入することで、犯罪の温床となってしまうたり、建物に放火されてしまうといった危険があります。玄関や窓の施錠の確認など定期的な見回りが必要です。

②ゴミを捨てられる

ゴミを捨てられることにより異臭が発生し、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。定期的な見回りが必要です。

③動物や害虫のすみかになる

動物や害虫がすみつく、建物にはシロアリなどの被害が出たり、動物の糞や死骸等による異臭などにより、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。玄関や窓の確認、敷地内の管理などの定期的な見回りが必要です。

④屋根瓦や窓ガラスが落下して、通行人などにケガをさせてしまう

老朽化による建物の倒壊、建材などの飛散

建材が風などで落下し、周辺の建物や通行人等にケガをさせてしまうと、損害賠償を請求される恐れがあります。定期的な見回りを行い、破損等を発見した場合には、補修をするなど適切な管理が必要です。



⑤樹木や雑草が生い茂り、隣地や道路へはみ出し、通行などの障害となっている

隣地へ樹木などがはみ出すと、周辺住民へ迷惑をかけてしまったり、道路へはみ出すと見通しが悪くなるなど、通行へ支障をきたしてしまうおそれがあります。定期的な見回りを行い、特に樹木が成長する夏の時期は、しっかり手入れをするなどの適切な管理が必要です。

広 告



総合建築業

新築・リフォーム

建築工事

土木工事

有限会社 小賦工業

〒859-4752 長崎県松浦市御厨町里免138-2

TEL 0956-75-2293 FAX 0956-75-1786

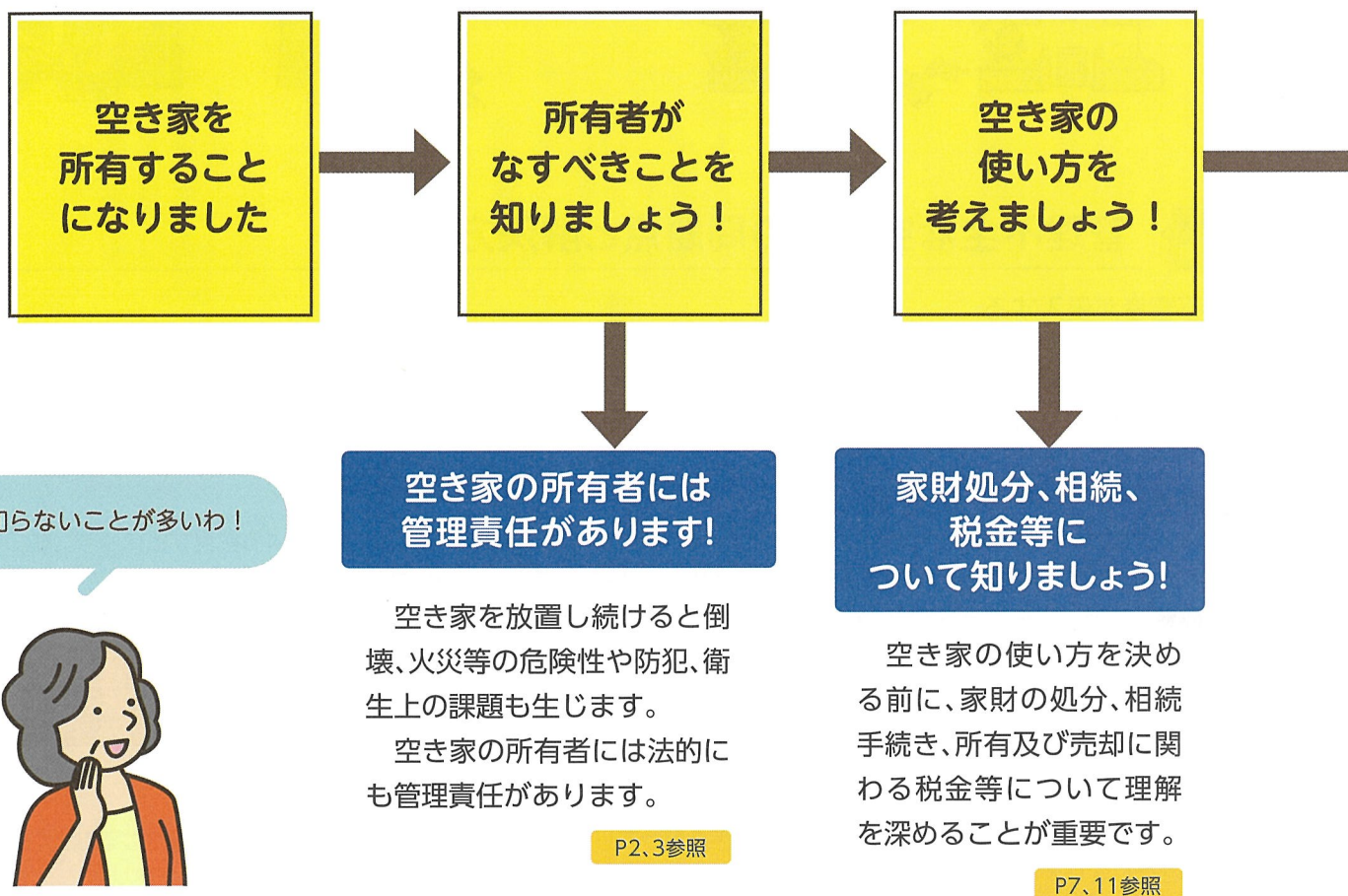
E-mail: obu@obuk.jp

空き家について考えてみましょう！

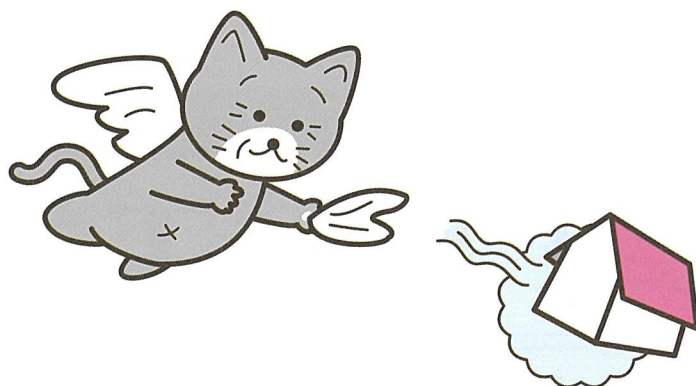


空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは
何ですか？



知らないことが多いわ！



当面
そのままにする

適切な管理を!

当面はそのままにする場合でも、いずれは活用する(自分で住む、賃貸・売却する等)ときのために、適切な管理が必要です。

P8、9、10、11参照

貸す
売る

有効に活用しましょう!

松浦市内の不動産業者を利用し、空き家の活用を考えましょう。
併せて、改修や契約について考えることが重要です。

P12、13、14参照

取り壊す

壊すことも管理の一つ!

倒壊の危険性の高い老朽化した空き家や管理が困難な空き家に対しては、取り壊しもご検討ください。

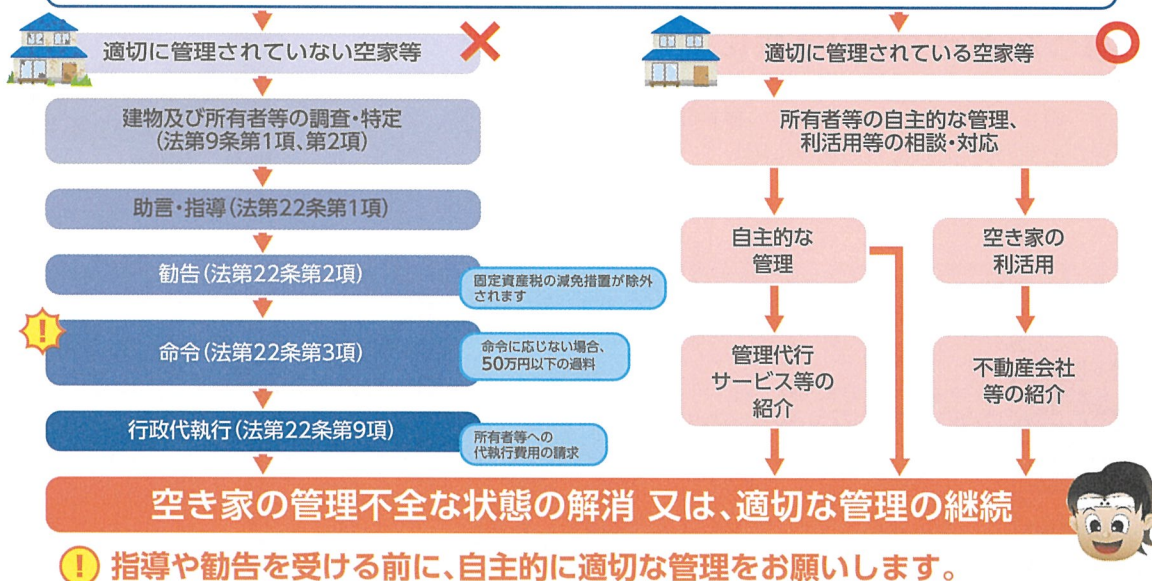
P15参照

松浦市の空き家対策概要

松浦市では空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき下記の方法で空き家解消への取り組みを進めています。

空き家の把握(松浦市による空き家調査、市民や所有者等からの空き家情報の提供)

※空き家の管理不全度、周囲への影響度の確認



広 告



古民家再生・耐震補強の設計
お気軽にお問合せください

株式会社 **kowki** lab

松浦市空き家バンク推進事業者

松浦市志佐町高野免956-7

0956-72-1447

コウキラボ



空き家にしないためには

どのように次世代に引き継ぐか考えよう。



現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。

所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。



意思表示をしておこう。

誰に家を引き継いでもらいたい意思表示をしておきましょう。残された家族が相続で悩んだり、争うことがないよう、家族と話し合いを進めておきましょう。

また、相続人がいない場合には、遺言書によりお世話になった人へ資産を遺すことも可能です。



困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。



空き家に関する相談窓口

空き家に関する相談への対応

空き家に関する相談は、「利活用」と「適切な管理」の二つの視点により対応します。

また、管理不全の空き家の相談内容は多岐にわたることから、庁内の関係課、協議会及び関係団体と連携・相談し、対応するとともに、対応内容については、経過等について記録し、関係課で共有します。

相談窓口

都市計画課 住宅係 TEL 0956-72-1111 (内線265、234)

広 告



技術力・木材・職人の技

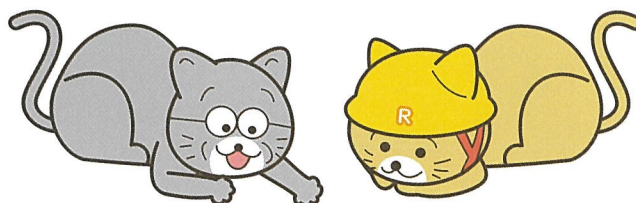
注文住宅・リフォームから小さな工事まで、
お気軽にご相談ください。

明日のサキへ。笑顔のもとへ。

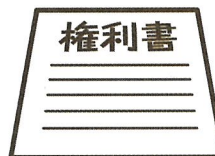
見積り 無料

(株) 寄本工務店

〒859-4801 長崎県平戸市田平町岳崎免 724-5
TEL.0950-57-2181 FAX.0950-57-2717



権利書



空き家を所有することになったら

相続登記をしよう。

親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょう。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などで支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

手順①



必要な情報を収集しよう。

- ・ 固定資産全部証明書(名寄帳)等を取得→各市町村にて
- ・ 相続人確定のための戸籍を取得→各市町村にて
- ・ 空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得→法務局にて

手順③



申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

手順②



相続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行います。遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。

手順④



法務局の審査を経て、問題無ければ相続登記が完了します。

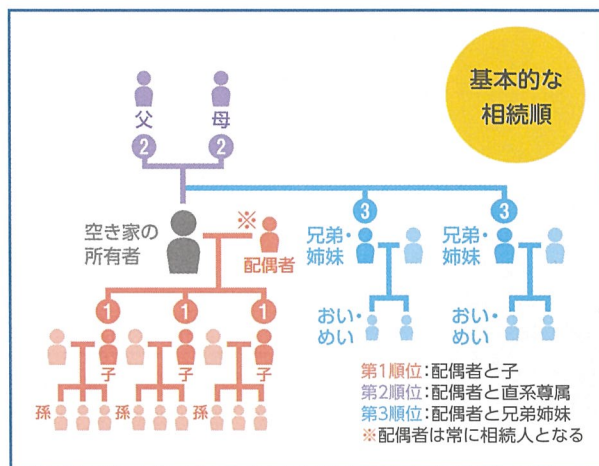
相続はどうなるの?(法定相続について)

基本的な相続の順番は、右図のようになります(法定相続)。

遺産は、先ず第1順位の相続人に相続権があり、子がいない、又は相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

- ・ 相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
 - ・ 遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければなりません。
- 正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。



広 告

相 続
離 婚
交 通 事 故

不 動 産
借 金 問 題
成 年 後 見
刑 事 事 件

お一人で悩まずに、
お気軽にご相談ください

ひらん
飛 鷲 ひまわり 基金 法律 事務所
Hiran himawari lawoffice
弁護士 小林 洋介 (長崎県弁護士会所属)

※まずは、
お電話ください。

0950-22-7910

〒859-4825 長崎県平戸市田平町山内免 378-2
松浦鉄道「たびら平戸口駅」より徒歩7分
西肥バス「平戸口桟橋待合所」より徒歩3分

“すべては、あなたのために”
問題解決へ全力で
サポートいたします。

MATSUDA SHINYA
OFFICES OF
SHIHO-SHOSHI LAWYER

松田信哉司法書士法人

相続・遺言

不動産登記

商業登記

TEL 0950-26-0077

平戸市築地町561番地1(平戸市役所徒歩3分)

空き家を管理する場合には

近隣に迷惑をかけないようにしよう。



空き家は定期的な点検と管理が大切です！

人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。

次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。

また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。



自分でできる管理方法

	作業項目	作業内容	
内部	通風・換気(60分程度)	すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 換気扇の運転	建物を傷めないためには、 できるだけ頻繁に行いま しょう
	通水(3分程度)	各蛇口の通水 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよ う念入りに行いましょう
	敷地内清掃	敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	草取り、越境している枝やツルの剪定 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	すべての部屋に雨漏りがないかチェック	大雨や台風、地震のあとは 必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	建物に傷んでいるところはないかチェック	
	設備の傷み	水漏れなどがないかチェック	

※点検は次頁のチェックシートも参考にしてください。

広 告

庭屋
niwaya.jp



造園工事・外構工事
かげ切り・庭の管理・改修

since1932

有限会社 石川造園土木

代表取締役 石川 寿

志佐町西山免 438

☎(0956)72-0825 FAX (0956)72-3685
携帯 080-4281-1134 ✉ ishikawa@niwaya.jp

空き家の傷み具合チェックシート



定期的に
点検
しましょう

外部まわり

☐ 屋根

・屋根材の異状
(ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ)

☐ 軒裏

・軒天材の異状
(シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ)

☐ 雨とい

・水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ

☐ 窓・出入口ドア

・ガラス、建付けの異状
(割れ、ヒビ、開閉の
不具合、傾き、施錠の不具合)

☐ バルコニー

・床材、手すりの異状
(破れ、虫食い、腐朽、反り、
たわみ、さび、ぐらつき)

☐ 外壁

・外壁材の異状
(汚れ、色あせ、さび、苔、
ハガレ、ヒビ)

☐ 擁壁

・水抜き穴の詰まりの有無
・ひび割れの有無
・目地の開きの有無

☐ 塀

・塀の異状(汚れ、傾き、崩れ)

☐ 家まわり

・樹木、雑草の繁茂
・害虫(シロアリ、スズメバチ等)の発生や
害獣(ネズミ、野良ネコ等)の棲家

☐ 土台・基礎

・基礎、土台の異状
(ヒビ、割れ、傾き、腐朽、
虫食い、蟻道)

内部・設備

☐ 天井

・天井材の異状
(ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ)

☐ 壁

・壁材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ)

☐ 床

・床材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ、傾き)

☐ 室内ドア・障子

・建付けの異状(開閉の不具合、傾き)

☐ 設備

・給水、排水の不具合
(赤水、詰まり、臭い、水漏れ)

広 告

雨樋・建築板金工事店



A k i m i t u
昭光板金店

代表 渡邊昭光

自宅・工場 松浦市志佐町西山免305

TEL(0956) **72-0625**

✉akimitu@amber.plala.or.jp

空き家管理はお任せを!

空き家の見守り(年4回、1万円)

3か月に1回程度の目視による巡回
(不法侵入・不法投棄・家屋周辺の確認)を
行い、空き家の現状写真を送付します。

※除草・伐採・剪定等の作業を希望される
お客様は別途お見積いたします。

お気軽にお電話ください。

TEL 0956-72-5500

シルバー会員を
募集しています



公益 松浦市シルバー人材センター

〒859-4501 松浦市志佐町浦免275 FAX0956-72-5501

空き家を管理できない場合には

空き家の売却、賃貸を検討しよう。

今後使用する予定が無く、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。

特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。



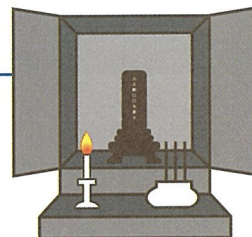
売却・賃貸の準備

家財道具や残置物の整理、処分をしよう。

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。

早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。

なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するののも一つの方法です。



売却・賃貸の検討

不動産業者に相談しよう。

●売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

●賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。

また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。

方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。

空き家に関する相談窓口 P6参照



売却・賃貸が困難な場合

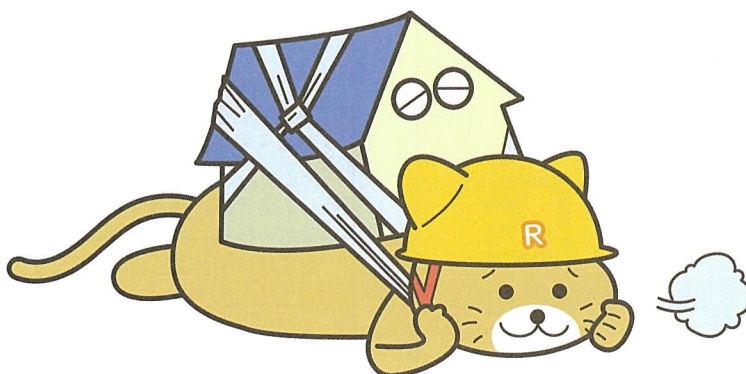
解体を検討しよう。

売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。

土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。



空き家に関する相談窓口 P6参照





売却・賃貸のヒント

● どの不動産業者に相談すればよいかわからない場合には？

空き家周辺の地元不動産業者に相談してみても…

● 売却するのに費用負担が難しい場合には？

解体費や測量費などを含む売却を不動産業者に相談してみても…

● 狭小土地や接道不良土地で売却が難しい場合には？

隣の家に買ってもらえないか提案してみても…

● 空き家所有者が認知症の場合には？

成年後見制度の利用を検討してみても…

● 借地で空き家が売却できない場合には？

借地契約を延長して賃貸を検討してみても…

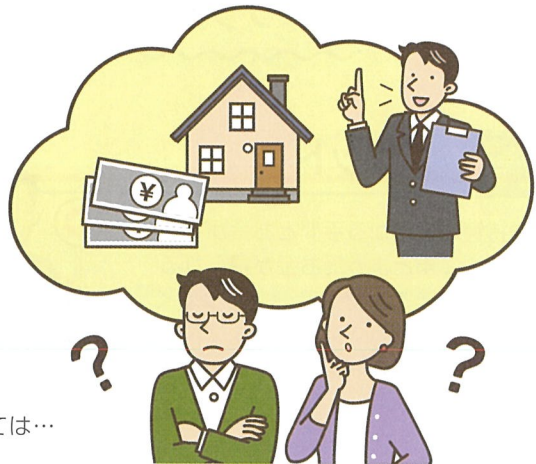
● 古くて貸せるか悩んでいる場合には？

固定資産税相当分の家賃で賃貸できないか不動産業者に相談してみても…

● 耐震改修済み、リフォーム済みをアピールする場合には？

建物状況調査を実施し、安心R住宅※として売却を検討してみても…

※「安心R住宅」とは、これまでの既存住宅（中古住宅）のマイナスイメージを払拭するため一定の条件を満たした住宅の広告に、国が商標登録したロゴマークを付けて、物件選びに役立つ情報を消費者の皆さまへ分かりやすく提供する仕組みです。



相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「**相続土地国庫帰属制度**」が始まりました。これは、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣（窓口は法務局）の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認ください。



空き家や空き地を譲渡した場合の税制優遇

① 空き家の譲渡所得の3,000万円控除 R9.12.31まで延長

空き家を相続してから3年後の年末までに売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から3,000万円が控除されます。

※税務署で控除の申告をする前に、「被相続人居住用家屋等確認書」の申請が必要です。

申請の窓口は、空き家の所在する市役所の都市計画課になります。

② 低未利用土地等の譲渡所得の100万円控除 R7.12.31まで延長

空き家や空き地、空き店舗などの属する土地で500万円を超えない範囲の価格で売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から100万円が控除されます。

※税務署で控除の申告をする前に、「低未利用土地等確認書」の申請が必要です。

申請の窓口は、市役所の都市計画課になります。

空き家に関する相談窓口 P6参照

広 告

造園設計施工・植木

長崎県知事許可 9962 号

有限会社 **池田造園**

代表取締役 池田隆浩

お気軽にご相談ください

松浦市志佐町横辺田免 686 番地 2

TEL・FAX (0956) 72-4129

造園・土木
工事業

長崎県知事許可（般-5）第 3490 号

有限会社 **大石紅花園**

松浦市調川町松山田免 901

☎ 0956-72-4448

売却のこと

メリットは? デメリットは? どう売るの~?



メリット

- ・維持管理にかかる手間とお金が必要
- ・一時的にまとまったお金が得られる
- ・現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・経年劣化による将来下落するリスクの回避



デメリット

- ・思い入れがある建物が失われる
- ・希望価格で売れない可能性
- ・境界確認など手間や経費が掛かる可能性



専門家が一緒に考えます(相談から売却までの流れのイメージ)

所有者

不動産業者



① まずは不動産業者に相談

売却条件をざっくりばらんに相談



② 物件調査

売却予定物件を調査します

③ 価格査定

物件を査定した価格が提示されます



④ 媒介契約の締結

売却を依頼します



⑤ 広告

販売活動を行います

⑥ 売買契約の交渉

購入希望者と契約条件を交渉します



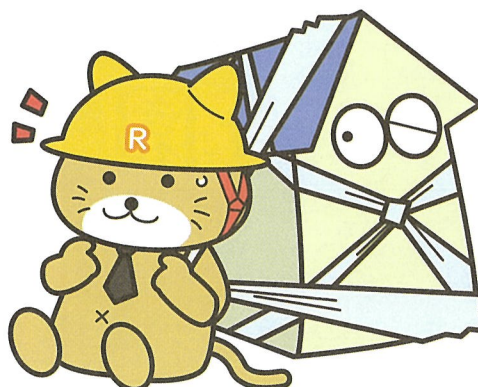
⑦ 売買契約の締結

契約条件など合意ができれば契約



⑧ 売却

売買代金の受領と同時に買主に物件を引き渡します



賃貸のこと

メリットは?デメリットは?どう貸すの~?



メリット

- ・家賃収入が得られる
- ・建物(資産)を持ち続けられる
- ・担保にできるため融資が受けられる
- ・換気や通水などの管理が不要になる



デメリット

- ・入居者がいない場合には収入が得られない
- ・入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- ・リフォームする場合には経費が掛かる



専門家が一緒に考えます(相談から賃貸までの流れのイメージ)

所有者

不動産業者

建築士等



① まずは不動産業者に相談

物件の調査も行います



② 物件調査(リフォームする場合)

▶ リフォームを行わない場合は④へ

- ・賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
- ・計画が決まれば、見積書を作成



③ リフォーム

見積書を確認し建築士等
にリフォームの依頼



④ 媒介契約の締結

賃貸の仲介を依頼します



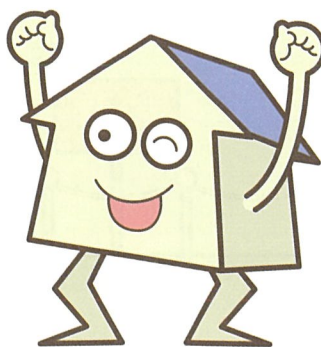
⑤ 賃貸契約の締結

不動産業者の仲介により入居者と契約



⑥ 賃貸開始

所有者が、建物と入居者を管理する
のか?
不動産業者をお願いするのか?
相談してください



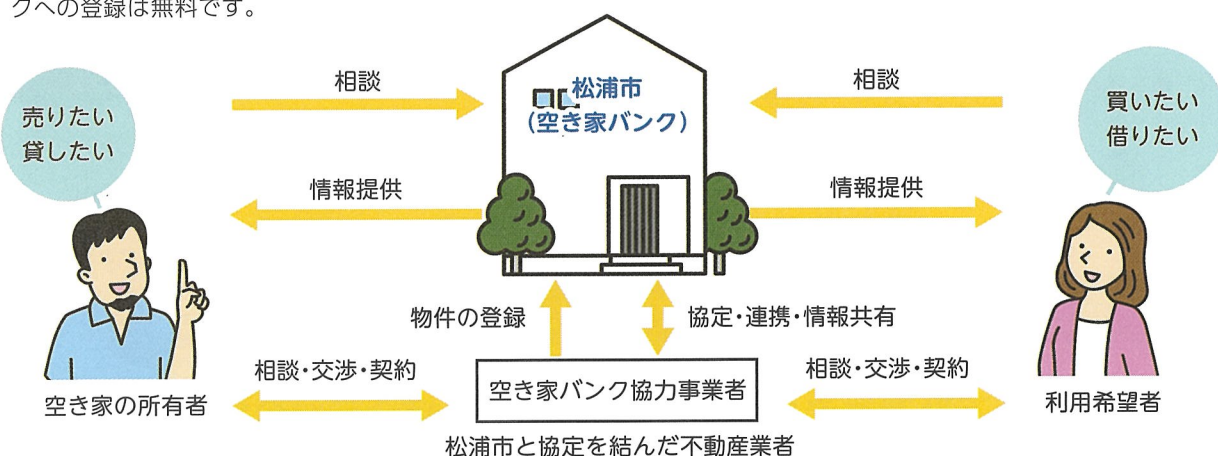
空き家バンク

住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか？



空き家バンク制度とは

空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。空き家バンクに登録した物件情報は市のホームページ等で掲載し、広く情報発信をします。空き家バンクへの登録は無料です。



登録について

- ・登録費用（無料）
- ※物件が成約した場合には、担当不動産業者に仲介手数料の支払いが生じます。
- ・登録には申請書等の提出が必要

登録するメリットは？

- ・改修補助等が受けられます。（P16）
- ・インターネットで全国に発信

どのような家が登録できる？

- ・所有者が明らかな家
- ・住宅として使用していた家
- ・大規模な改修が不要な家

お問合せ

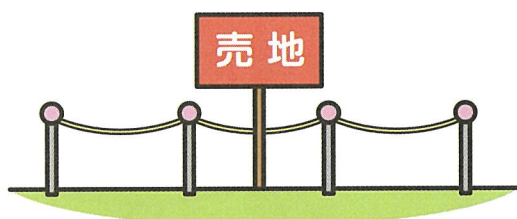
松浦市都市計画課
☎0956-72-1111
(内線265・234)

空き家バンク
物件情報



空き家バンク協力事業者一覧

協力事業者(所在地)	電話番号
株式会社グッド・ハウス(志佐町)	0956-72-3718
イニシャル不動産(志佐町)	0956-76-7202
信和建設株式会社(御厨町)	0956-75-0640
西九州不動産(志佐町)	0956-72-0460
シゲマツ不動産有限公司(伊万里市)	0955-23-2226
有限会社アオバ(佐世保市)	0956-59-7779
ダイア不動産株式会社(伊万里市)	0955-23-2626
川内産業株式会社(伊万里市)	0955-28-3456 0120-345-696
株式会社あるある不動産(波佐見町)	0956-56-8866



解体のこと

空き家の解体のメリットは?デメリットは?



メリット

- ・土地を売却しやすくなる
- ・土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・維持管理にかかる手間とお金が不要



デメリット

- ・解体経費が必要となる
- ・固定資産税の特例措置が適用されなくなる
- ・解体した土地に再建築できない場合がある



解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。

解体後の土地利用も一緒に考えます

所有者

建築士等



専門家と一緒に考えます(相談から解体までの流れのイメージ)

①まずは解体業者に相談、補助金有無の確認

見積り依頼を行います

②物件調査 ③見積り

現地調査します 調査結果に基づき、見積書を作成します

④解体工事契約の締結

見積金額や内容を確認し契約します

⑤工事準備

施行計画や近隣対策などを行います

⑥建物内残存物の整理や処分

電気、ガス等の業者連絡。衣類や家具などの移動や処分

⑦近隣への挨拶

騒音や振動等が伴う工事なので、ご近所に挨拶されるとよいでしょう。(解体業者が代行される場合もあります)

⑧解体

工事完了。現地確認し、工事代金を支払います。

⚠ 解体した建物は、滅失登記をしましょう

●老朽危険家屋除却支援事業

老朽化し危険な空き家住宅の除却を行う費用の一部を助成しています。(市内業者に限る)

業者に見積もり依頼(着工)をする前に、まずは補助対象要件などを確認しましょう。

補助対象住宅の要件など詳細は、ホームページか下記にお問い合わせください。

(補助金額)

上限100万円。

※対象建築物の解体・運搬・処分に要する費用の2分の1又は対象建築物床面積に国土交通省が定める標準除却費を乗じて得た額の2分の1

詳細については、ホームページか下記にお問い合わせください。

問 松浦市都市計画課

住宅係 0956-72-1111 (内線214)

老朽危険家屋
除却支援事業



広 告

家屋解体工事は プロにお任せ!

佐世保・松浦・平戸・伊万里など長崎・佐賀全域で

解体工事・伐採・不用品回収、処分 お見積り・ご相談、無料で行います。

建設業 長崎県知事許可(般-3) 第13494号

大興テクノ株式会社

〒859-4742 松浦市星鹿町牟田免667

TEL 0956-41-7270

FAX 0956-41-7271

e-mail: daikotechno@aroma.ocn.ne.jp



空き家問題に関連する事業について



中古住宅の取得・リフォームに関すること

●松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金

空き家バンクの登録物件について、所有者又は所有者の承諾を得た者が、市内業者を利用して、改修や家財道具の処分、屋内清掃、不要物の解体等を行う場合に補助金を交付します。(2分の1補助50万円まで)

問 都市計画課 0956-72-1111内線265・234

●3世代同居・近居促進事業補助金

多子世帯(18歳未満児3人以上)で新たに中古住宅を取得・改修をしようとする者又は新たに子育て世帯(小学生以下の子ども)を含む3世代で同居するために中古住宅を取得若しくは居住している住宅の改修をする場合に補助金を交付します。(5分の1補助40万円まで。新たに同居する場合は20万円、申請者が子育て応援団体に所属している場合は4万円の上乗せ補助)改修は市内業者に限ります。

問 都市計画課 0956-72-1111内線217・234



移住・定住に関すること

●定住奨励金

転入から5年以内に住宅を新築又は中古住宅を購入する場合に補助金を交付します。

新築:単身世帯60万円、単身以外の世帯100万円に中学生までの子どもの数に応じて加算あり。

中古:単身世帯20万円、単身以外の世帯30万円に中学生までの子どもの数に応じて加算あり。

※新築は市内業者利用など詳細要件あり。市内在住者への補助(補助金額等は異なる)あり。

問 政策企画課 0956-72-1111内線313・315

●定住促進住宅家賃減額制度

定住促進住宅の家賃を満15歳以下の子供の数に応じて減額します。

(子ども1人につき月額2,000円減額、3人以上は月額5,000円減額)

市外からの転入と同時に定住促進住宅に入居した者は、入居後3年間家賃を減額します。

(1、2階は月額5,000円減額、3階は月額7,000円減額、4階は月額8,000円減額、5階は月額10,000円減額)

問 都市計画課 0956-72-1111内線214・217・234

●移住お試し住宅

移住希望者を対象とした短期間移住体験ができる3LDKの平屋住宅。住宅の利用料は無料(光熱水費、寝具クリーニング料は自己負担)。利用は2日以上14日以内で、短期間移住体験ができます。

問 政策企画課 0956-72-1111内線313・315

●結婚新生活支援補助金

夫婦ともに39歳以下で合計所得が500万円未満の新婚世帯に婚姻に伴う住居費及び引越費用等を補助します。夫婦ともに29歳以下の世帯60万円まで、左記以外は30万円まで。

問 政策企画課 0956-72-1111内線313・315

広告

建設業許可(般-2)10386号

小さな工事からお任せ下さい!



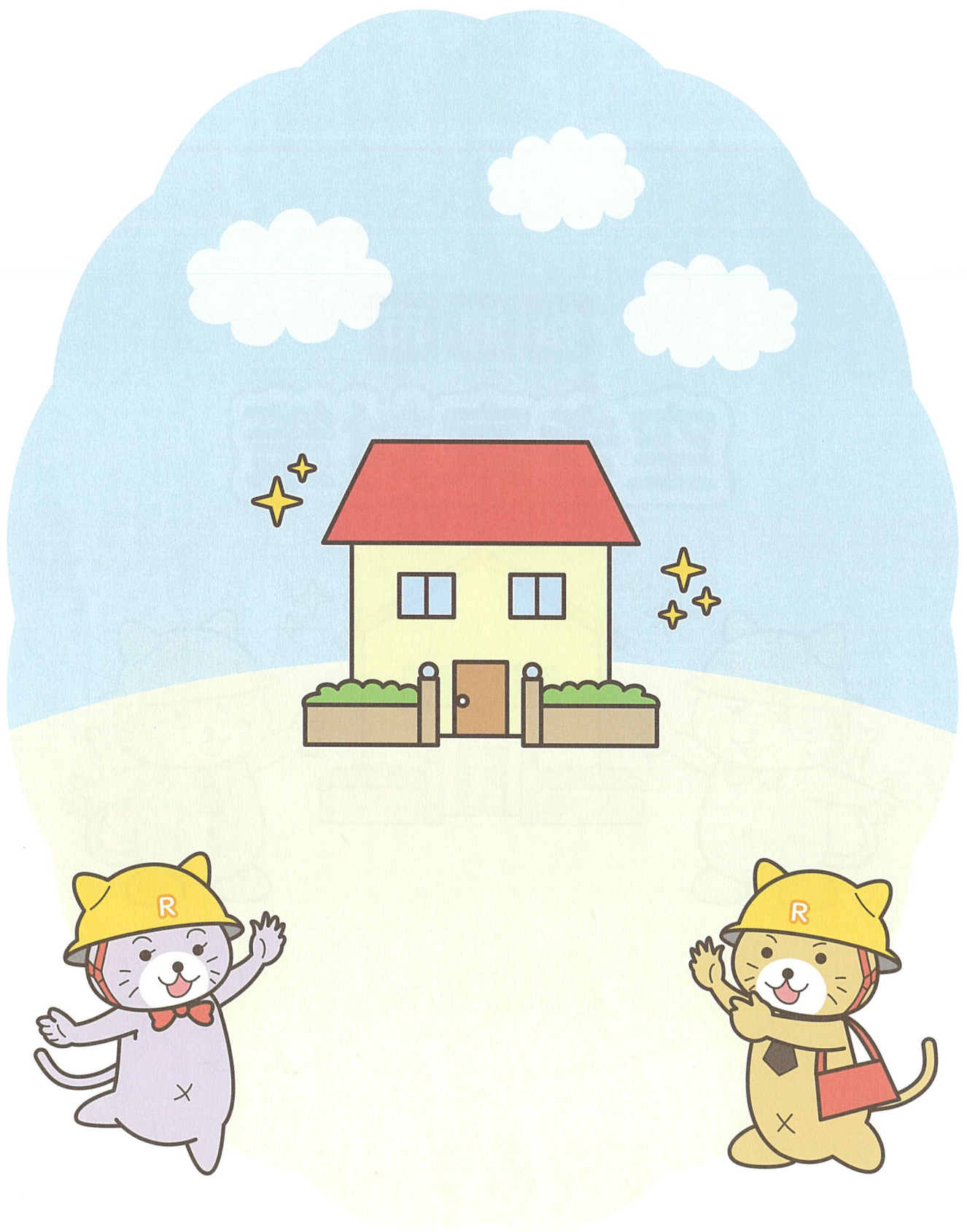
有限会社 尾崎建築

代表取締役 尾崎晃

〒859-4756 長崎県松浦市御厨町前田免 956 番地 1

TEL 0956-75-1103 FAX 0956-75-1114

携帯 090-9597-0167



松 浦 市

空き家対策

